

支 部 開 設 基 準

特定非営利活動法人
国連支援交流協会

- 支部を開設するには、「国連支援交流協会」運営委員会の承認を得なければならない。
- 支部開設希望者（個人・法人）は、本部運営委員会に「支部開設申請書」を作成し、支部長経歴書、会員名簿、支部役員名簿、支部規約を添付の上、提出する。
- 支部は、1口以上の募金に応じた個人、法人会員10名以上により構成することを原則とする。
- 会員の居住地・職域・性別・年齢・国籍・宗教・思想は制限しない。
- 支部運営に際しての議決権は、法人・個人を問わず、1会員1票とする。
- 支部には、本部運営委員会の任命する支部長1名を置き、支部を統括し、本部および会員との連絡の責任を負う。
- その他の支部役員は、必要に応じ本部運営委員会の承認を得て、支部長が選任する。
- 支部活動に関わる報酬・活動費等は原則として支給しない。
- 支部は「国連支援交流協会」の事業活動を行うことができる。
- 運営委員会は、支部の活動が「国連支援交流協会」の主旨に反し、同協会の信用を傷つけると判断した場合や活動実態がない場合に支部の承認を取り消すことができる。